

D [蒲郡衛生二一]

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

(蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務時間等に関する規程の廃止)  
蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務時間等に関する規程（平成十七年蒲郡市幸田町衛生組合訓令第一号）は、廃止する。

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務  
時間等に関する規程

(平成十九年三月三十日)  
訓令第一号

(趣旨)

**第一条** この訓令は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務時間、休憩等に関する条例（平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第七号）の規定に基づき、一般職の職員の勤務時間、週休日、休憩時間及び休息時間に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

**第二条** 勤務時間、週休日、休憩時間及び休息時間に関する必要な事項については、蒲郡市職員の勤務時間等に関する規程（平成十七年訓令第一号。以下「蒲郡市訓令」という。）の規定を準用する。

(読み替規定)

**第三条** 蒲郡市訓令中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則